

平成28年2月1日

異議申立人 特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡

意見書

諮問番号 平成27年（行情）諮問第775、776、777、778、779、780号の件で、以下意見書を提出する。

第1項 なぜ本情報公開請求ならびに本異議申立を行ったか

（1）本情報公開請求を行った理由

当法人は、国の情報公開の健全な運用と民主的な行政の推進に寄与することを目的とする団体である。

平成26年12月10日、特定秘密の保護に関する法律（以下、秘密保護法という）が施行された。秘密保護法は特定秘密の指定が官僚の広範囲の裁量に任せられており、なんでも特定秘密として非公開になるのではないかと法律が成立する前から当法人は危惧してきた。また、時を同じくして現政権は平成26年4月1日に武器輸出三原則を見直し、「防衛装備移転三原則」を閣議決定した。

秘密保護法が成立したのち、防衛装備・技術移転に関する情報はどこまで公開されるのか。また、防衛装備移転という極めて国の方針を大きく変更する政策についてどのような議論がなされたのかを調べて有権者に提示することは、民主主義ではきわめて重要だと考えている。

なお、「防衛装備移転三原則」閣議決定後はじめて、平成26年12月18日と平成27年2月25日に「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」が開催されたため、本件情報公開請求を行った。

（2）本異議申立を行った理由

防衛省公式webに掲載されている概要以外、本請求が検討会の詳細を知る唯一の手がかりである。しかし本件情報公開請求しても防衛省は詳細な議事録を作成していないことが判明した。

ご承知のとおり、議事録等はそもそも作成していなければ内容・発言者委員名非公開を不服申し立て・訴訟等で開示させることもできず、作成の義務付けも基本的には不可能である。

本件異議申立を行うことによって、行政に説明責任を果たさせるとともに、「とりあえず不開示」「なるべく議事録作成せず」という行政のあり方を問い直したいと考え、本異議申立に及んだ次第である。

第2項 不開示処分違法の理由

処分庁は、合計6件の一部不開示処分ならびに不開示処分を行い、理由説明書を記載しているが、以下の理由で各処分は違法であるため取り消されるべきである。

(1)「本件不開示処分① 諮問775号」「本件不開示処分⑤ 諮問779号」

「平成26年12月18日に開催された『防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会』の議事録」「平成27年2月25日に開催された『防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会』の議事録」について、処分庁は下記の理由で不開示とした。

「不開示とした理由

本件開示請求に係る行政文書については、作成又は保有していないことから、文書不存在のため不開示としました。」

「理由説明書

異議申立人は、「議事録を作成していないのは公文書管理法1条の趣旨ならびに防衛省行政文書管理規則11条に反しており、不存在はありえず不適法であり、行政文書の管理に関するガイドラインにも反している。」と主張して原処分の取消しを求めるが、同検討会においては、陪席していた防衛省担当者が聞きとった会議の要点メモをもとに議事概要を作成し、防衛省のホームページに掲載しているが、詳細な発言内容・発言者までを記載した議事録は作成していないことから、文書不存在により不開示とする原処分を行ったものである。

なお、「防衛省の主要な会議における議事録等の作成等についての対処方針」においては、「会議の特性に照らし特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議については議事録を、これら以外の会議については議事要旨を作成することとする。」とされているところ、当該検討会については、「特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議」には当たらないことから、議事要旨のみを作成しているものであり、法令及びガイドラインに反するものではない。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。」

【不開示が違法の理由】

1) 議事録を作らないのは公文書管理法ならびに防衛省行政文書管理規則、「行政文書の管理に関するガイドライン」違反

議事録を作らないのは公文書等の管理に関する法律第1条の趣旨に明らかに反している。

内閣総理大臣決定「行政文書の管理に関するガイドライン」でも、文書主義の原則として、以下明確に定めてある。

・「行政文書の管理に関するガイドライン」10ページ

○ なお、審議会等や懇談会等については、法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成するものとする。

本件両検討会は、防衛省公式 web にも「現在継続中の懇談会等」に記載されている通り、懇談会等に当たり、「議事の記録」には、開催日時、

開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載しなければいけない。

しかしながら、防衛省が作成した議事概要には、開催日時、開催場所、出席者、議題しか書かれておらず、発言者および発言内容が記載されておらず、上記ガイドライン違反である。また、議事概要については、防衛省出席者からの発言が記載されておらず、その点も問題である。

議事概要を作成するに当たり、『防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会』の議事内容の公開については、『防衛省の主要な会議における議事録等の作成等についての対処方針』（平成21年3月31日制定）に基づき、検討会議開催後、事務局は議事要旨の案を作成し、検討会委員の了解を得て議事要旨を作成する。」とあり、防衛省は発言者に確認している【追加資料1】。発言者氏名を把握していないということはある。

2) 「防衛省の主要な会議における議事録等の作成等について」は防衛省改革会議「報告書」違反

「防衛省の主要な会議における議事録等の作成等について」ならびに「防衛省の主要な会議における議事録等の作成等についての対処方針」（平成21年3月31日制定）【追加資料2】は、そもそも平成20年7月15日防衛省改革会議「報告書」【追加資料3】を受けて作成されたものである。

(4) 防衛調達における透明性及び競争性の確保並びに責任の所在の明確化

個別の装備品の選定のための意思決定を行う過程において、会議等の記録を作成することを義務づけ、その要点の公表を行う。また、会議録全文も、一定の期間後には情報公開の対象とすべきである。

これを受け、「対処方針」では議事録等の作成要領等を作成しているが、「報告書」では「会議録全文も一定の期間後には情報公開の対象とすべき」とあるにもかかわらず、「対処方針」では「無記名で議事要旨を作成するものとする」としており、明らかに後退している。上記対処方針自体が「報告書」に反しており、かつ公文書管理法・防衛省行政文書管理規則・「行政文書の管理に関するガイドライン」違反である。

3) 「特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議」に当たる

仮に上記「対処方針」に違法性がないとしても、「会議の特性に照らし特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議」にあたらないと判断したのはおかしい。

第一項でも述べたが、本件両検討会は日本の進路を左右する歴史的会合である。防衛装備の海外移転が予定されており、今後の諸課題を検討するために本件両検討会が開催されたのである。「会議の特性に照らし特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議」にあたらないと判断したのであれば行政の傲慢である。

当該議事要旨だけで合理的に跡付け、又は検証できるとはとても言えない。

4) 議事録を作成している懇談会等もあること

防衛省公式 web「現在継続中の懇談会等」に記載されている懇談会等では、「人事関係施策等検討会議」ならびに「防衛省政策評価に関する有識者会議」については議事録を作成して web 上で公開している【追加資料 4、5、6】。防衛省が言う「会議の特性に照らし特に発言者の発言を正確に記録する必要がある会議」の選定方法は極めて恣意的であり、その意味からも本件議事録を作成しないのは違法である。

5) 「陪席していた防衛省担当者が聞きとった会議の要点メモ」は防衛庁が作成していることを認めていること

防衛省から提出された理由説明書に、「陪席していた防衛省担当者が聞きとった会議の要点メモをもとに議事概要を作成し、防衛省のホームページに掲載している」と認めている。先述の「行政文書の管理に関するガイドライン」9 ページにも以下記載されている。

職員が起案の下書きをしている段階のメモも、一般的には行政文書には当たらないが、当該メモに行政機関における法律立案の基礎となった国政上の重要な事項に係る意思決定が記録されている場合などについては、行政文書として適切に保存すべきである。

「議事録」という名称でなくても、会議の要点メモなど内容が分かるものを開示すべきである。

(2) 「本件一部不開示処分②諮問 7 7 6 号」「本件一部不開示処分④諮問 7 7 8 号」

「平成 26 年 1 2 月 1 8 日に開催された、『防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会』の録音」「平成 27 年 2 月 2 5 日に開催された、『防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会』の録音」について、処分庁は下記の理由で不開示とした。

「不開示とした理由

本件開示請求に係る行政文書については、録音していないことから、文書不存在のため不開示としました。」

「理由説明書

異議申立人は、「防衛省の担当者は少なくとも『議事概要』を作成しており、それを確認するために録音していないとするのは大変不自然である。」と主張し、原処分の取消しを求めるが、当該検討会の議事概要は、検討会に陪席していた防衛省担当者が聞きとった会議の要点メモをもとに作成したものであり、議事内容の録音は行っていない。また、防衛省が『ボイスレコーダーを一般競争入札で購入している』ことと、議事内容の録音の有無は何ら関連性はなく、外部業者への委託に関する主張についても異議申立人の憶測に基づくものであり、議事内容の録音を行っているとする根拠とはなり得ない。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。」

【不開示が違法の理由】

防衛省は「録音していない」と一方的に述べるだけでその証拠は出していない。先述した、『防衛省の主要な会議における議事録等の作成等についての対処方針』（平成21年3月31日制定）に基づき、検討会議開催後、事務局は議事要旨の案を作成し、検討会委員の了解を得て議事要旨を作成する。」とあり、議事録を作成するのに録音するのが常識である。

逆にいえば、防衛省は録音していないために貧弱な議事要旨しか作れないのではないか。説明責任を果たすためにも、仮に今回録音していないのであれば今後録音して議事録と詳細な議事要旨の作成を求めたい。

(3)「本件一部不開示処分③諮問777号」「本件一部不開示処分⑥諮問780号」

「平成26年12月18日に開催された、『防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会』の配布資料（防衛省 web 掲載分を除く）」「平成27年2月25日に開催された、『防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会』の配布資料（防衛省 web 掲載分を除く）」について、処分庁は下記の理由で一部不開示とした。

「不開示とした理由

第1回防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 議事次第の文書中、資料4の事業者名については、検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称であり、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務に支障を生じさせるおそれがあることから、法第5条第6号に該当する」

「不開示とした理由

第2回防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 議事次第の文書中、資料2の事業者名については、検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称であり、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務に支障を生じさせるおそれがあることから、法第5条第6号に該当する」

「理由説明書

異議申立人は、『検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称は、法第5条第6号のイロハニホいずれにも当たらない。』と主張し、原処分の取消しを求めるが、国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは困難であることから、法第5条第6号においては、イからホまで例示的に掲げた

上で、これら以外については、『その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの』として包括的に規定しており、原処分において不開示とした情報は当該包括的部分に該当するものとして不開示としたものである。

よって異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。」

【不開示が違法の理由】

1) 公益上の理由による裁量的開示が求められること

本件は武器輸出について業者に意見を聴く形にはなっているが、実際は業者が武器輸出に広く門戸を広げてもらいたいとの願いから本件検討会が開催されているのである。2015年8月2日東京新聞では、「防衛関連企業が『現状のままでは武器を製造する会社を海外で設立できない』などと、指針の見直しを要求」【追加資料7】とある。国政の重大な進路を左右する業者名を公開しないことは公益に著しく反する。「検討会に参加することについて公にしないとの条件」をつける防衛省のやり方が情報公開法の趣旨に反している。

2) すでに大手武器輸出企業名が新聞記事になっていること

武器輸出に積極的な企業は日本で数社であり、すでに新聞記事にも掲載されている。世界の武器取引上位企業として、27位 三菱重工業、68位 三菱電機 75位 川崎重工業 93位 NECとある。【追加資料8】これら大企業を本件検討会に呼ばない理由はない。企業名がおおよそ推察されるものであり、あえて非公開にする理由はない。

第3項 その他

(1) 審理方法について

本件各行政文書につき、ぜひとも情報公開・個人情報保護審査会設置法9条に基づくインカメラ審理ならびにボーンインデックスを実施されたい。

(2) 追加資料 写し各2通

- ・追加資料1 「『防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会』の議事内容の公開について」
- ・追加資料2 「防衛省の主要な会議における議事録等の作成等についての対処方針」(平成21年3月31日制定)
- ・追加資料3 平成20年7月15日 防衛省改革会議「報告書」
- ・追加資料4 防衛省公式web「現在継続中の懇談会等」
- ・追加資料5 平成15年10月8日 「第1回人事関係施策等検討会議・フォローアップ会議合同会議」議事録
- ・追加資料6 平成27年8月20日「第21回 防衛省政策評価に関する有識者会議」議事録
- ・追加資料7 2015年8月2日東京新聞
- ・追加資料8 2014年12月28日東京新聞